

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	国による仮払金の支払い		担当部局庁	研究開発局	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	原子力課	原子力課長 篠崎 資志	
会計区分	一般会計		施策名	X I-2. 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律		関係する計画、通知等	原子力被災者への対応に関する当面の取組方針 他		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(以下仮払法)に基づき、東京電力が本賠償の支払いまでにある程度の時間を要すると見込まれ、損害の概算額をある程度合理的に簡明な方法で算定できるものなど、本賠償を迅速に支払う見通しを立てられないとしている損害を填補するため、国が仮払金を支払う。当面、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県における観光業であって中小企業者が受けた風評被害を仮払いの対象とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東京電力による賠償の支払いに時間を要する原子力損害について、緊急の措置として、国が、その損害の一部填補するために要する仮払金の必要額を予算措置する。被害者からの請求に基づき、東京電力が求償に応じることを確認した上で、速やかに請求者に対し、仮払金を支払う必要がある。 また、被害者からの請求内容について、審査や支払業務を実施する必要がある。迅速かつ効率的に仮払金の支払業務を行うため、仮払法に基づき原子力損害賠償支援機構等に業務の一部を委託する。					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	—	—	—	26,379	26,379	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位
			23年度	(年度)		
	仮払法に基づき、仮払金を支払うものであり、その定量的な成果目標を示すことは困難		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み		仮払法に基づき、仮払金を支払うものであり、その定量的な活動指標を示すことは困難	
単位当たりコスト	— (円/)		算出根拠		仮払法に基づき、仮払金を支払うものであり、単位あたりのコストについて算出できない	
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。			【復興への提言】 第3章 原子力災害からの復興に向けて(3)被災者や被災自治体への支援 に被災者への賠償を迅速、公平かつ適切に行うべき旨が記載されている。 【東日本大震災からの復興の基本方針】 6 原子力災害からの復興(1)応急対策、復旧対策③賠償・行政サービスの維持等 に厳しい状況に置かれている被害者に対して、迅速、公平かつ適切な賠償や仮払いを進める旨が記載されている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			今般の原発事故により被害を受けたものを早期に救済するため、議員立法により制定された法律に基づき実施される事業であり、被災者のニーズ、優先度ともに極めて高い。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			仮払法及び関連政省令に基づき実施する事業である。国による仮払の支払の対象は、東京電力が本賠償を迅速に支払う見通しを立てられないとしている損害に限定するなど、役割分担は明確にできている。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			国による仮払の支払の対象は、東京電力が本賠償を迅速に支払う見通しを立てられないもの(当面、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県における観光業であって中小企業者が受けた風評被害)に限定している。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			仮払法及び関連政省令に基づき実施する事業である。仮払法第三条においては、「国は、この法律の定めるところにより、特定原子力損害であって政令で定めるものを受けた者に対し、当該特定原子力損害を補填するためのものとして、仮払金を支払う」とこととされている。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			本事業は仮払法及び関連政省令に基づき実施するものである。国による仮払の支払の対象は、東京電力が本賠償を迅速に支払う見通しを立てられないとしている損害に限定するなど、東京電力・関係省庁間で調整を繰り返した上で、関係政省令を制定しており、他の事業との重複はない。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			仮払法第三条第2項では、仮払金の支払は、特定原子力損害を受けたものの早期の救済のために迅速なものでなければならない旨が記載されており、東京電力・関係省庁間で調整を繰り返した上で関係政省令を制定するなど、事業の迅速な着手・執行が可能である。			